

向日葵

HIMAWARI

vol.
296

令和6年



公益社団法人
東村山法人会
会報誌



【岐阜県】世界遺産 雪の白川郷

CONTENTS

ちょっと知りたい税理士column

税務署だより

令和7年度税制改正に関する提言(概要)

社労士コラム

わかりやすい事業承継

参加報告 法人会全国大会／全国青年の集い

／租税教室講師養成研修

実施報告 市民・産業まつり／税金クイズ

地域の名所／地域のイベント

会社紹介

ご案内 新春講演会・賀詞交換会 **お知らせ** 立川都税事務所

ご案内 オンライン決算整理講座／e-Tax・eLTAX講

▶ P2-3

▶ P4-5

▶ P6-7

▶ P8

▶ P9

▶ P10

▶ P11

▶ P12

▶ P13

▶ P14

習会／法人会税制セミナー／インターネットセミナー

実施報告 事業継続力強化計画セミナー／カスハラ防止セ

ミナー／年末調整実務研修会／決算書・法人税申告書作成講座

実施報告 オンライン日商簿記3級／オンラインはじめて

の経理実務／オンライン決算書の読み方入門／パソコン教室

実施報告 税制セミナー／法人会入会案内／新入会員紹介

人人

納税表彰受表彰者等総会／福利厚生制度受託会社コーナー

実施報告 各ブロック会員増強決起大会／国内研修

実施報告 女性部会交流会／ブロック支部活動

ご案内 法人会行事／1月健診

レシピー

▶ P15

▶ P16

▶ P17

▶ P18

▶ P19

▶ P20

▶ P21

▶ P22

▶ P23

▶ P24



公益社団法人 東村山法人会

<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>



事業承継を考え始めている 「会社への貸付金を消して

0 はじめに

「会社への貸付金が、事業承継のときに大きな負担になるかもしれない」——そんな話を聞いたことはありませんか？

会社を長年支えてきたオーナー社長が、自らの財産を会社に貸し付けていることはよくあることです。しかし、事業承継を迎える際、この貸付金が思わぬリスクを引き起こす可能性があります。

会社の貸借対照表に「長期借入金」としてオーナー社長からの借入金が計上されている場合には要検討です。

相続発生時に予想外の税負担が発生しないようにするために、本稿では、「会社への貸付金を消して節税!」をテーマに、このオーナー社長の貸付金についてどのように対処すべきかを具体的な事例を交えながら解説していきます。ぜひ最後までお読みいただき、貴社の事業承継計画にお役立てください。

1 会社への貸付金は相続税の課税対象です

貸借対照表の「長期借入金」の中に、オーナー社長からの借入金がある場合に、オーナー社長に相続が発生すると、会社とオーナー社長は別人格であることから、オーナー社長の相続財産として会社に対する「貸付金」を計上することになります。たとえ会社から返済される見込みがなくても、貸付金は原則として額面(会社の財務諸表に計上された金額)で評価されるため、実質的には価値のない財産に相続税が課税される可能性があります。

それでは、次の事例を見てみましょう。

甲社長は、自身で立ち上げたA社に対して、創業以来資金援助をしており、合計で5,000万円の貸付金があります。A社の資金繰りの関

係で、都度、資金を貸付けていました。当初はその返済もありましたが、近年はA社の業績が思わしくなく、この数年は返済がない状況です。

(甲社長の個人財産は約5億円で、相続人は後継者である息子の乙1人です。)

▶ なにが問題なのでしょう？

甲社長は、自身の会社に5,000万円を貸し付けていますが、現状、返してもらえる見込みがありません。

しかし、甲社長に相続が発生した場合、この返してもらえる見込みのない貸付金5,000万円も相続財産として計上されてしまいます。この貸付金に対応する相続税は、2,500万円(5,000万円×50%)と計算でき、実質的に価値のない貸付金のために高額な相続税を支払わなければならない状況になってしまうのです。

2 3つの解決策

このような貸付金を消していくためには、会社側が毎年少しずつ返済するという基本的な方法がある一方で、一気に貸付金を消す方法としては、主に以下の3つがあります。

1) 債権贈与

貸付金という債権を生前贈与する方法です。事例に当てはめると、後継者である乙に年間1,000万円ずつの貸付金を5年かけて贈与していくという方法です。甲社長の財産規模(約5億円)であれば、年間1,000万円の贈与の場合、相続税の税率(50%)より贈与税の税率(30%(特例))の方が低くなるため、税負担を軽減させながら、貸付金を乙へ渡すことができます。

2) 債権放棄

貸付金という債権を放棄して、会社側の返済義務を免除してあげる方法です。放棄することで、貸

社長の皆さま 節税!」について解説します!

税理士
町田 恵一

付金は消滅します。そのため、相続税はかかりません。一方で、会社側は返済義務がなくなるのですが、債務免除を受けたことにより債務消滅益を計上することになります。この債務消滅益は、法人税の計算上、益金になるため、法人税がかかってしまう可能性があることに注意が必要です。一般的には、法人税が課税されないように、会社に繰越欠損金がある場合には、債務消滅益を繰越欠損金と相殺できるようにタイミングや金額を調整して、債権放棄を実行することが多いです。

3) DES(デット・エクイティ・スワップ)

DESは「債務の株式化」と呼ばれる方法で、会社が抱える借入金を株式に転換する方法です。負債(デット)を資本(エクイティ)に換える(スワップ)ことになるため、DESと呼ばれています。債権者側から見ると、貸付金を会社に対して現物出資して、新株の割り当てを受けることになります。

事例に当てはめると、甲社長は5,000万円の貸付金をA社に現物出資し、その対価としてA社株式の交付を受けることになります。その結果、甲社長の貸付金は、A社株式に変換される形となります。株式の評価額は、株価対策を行うことで、計画的に下げることができるため、相続発生時の税負担を軽減することができる余地が十分にあると言えます。(貸付金の場合は、額面で評価するため、評価について減額の余地がありません。)

3 ココに注意!!

3つの方法をご紹介しましたが、実際に活用する際にはいくつか注意すべき点があります。

まず、債権放棄やDESを実行する場合に、他の株主がいるときは、債務消滅益が発生することで「みなし贈与」の課税関係が生じる可能性がある点に留意する必要があります。

また、DESを行うと新たに株式を発行することになるため、資本金が増加します。これに伴い、法人住民税などの負担が増える可能性があります。加

えて、資本金が1億円を超えると中小法人向けの特例が適用されなくなり、税務上の優遇措置を受けられなくなる場合もあるため注意が必要です。このようなケースでは、資本金の減少(減資)を検討することも選択肢となります。

さらに、期限切れ欠損金の損金算入を活用する場合には、これらの方法以外の手法が適切な場合もあるため、専門的な検討が必要です。

4 まとめ

会社への貸付金は、事業承継時に見逃ごせない課題の一つです。そのまま放置すると、相続時に大きな税負担が発生する可能性があります。一方で、適切な手法を選択すれば、税負担を抑えつつスムーズに財産を承継できます。

ご紹介した債権贈与、債権放棄、DESなどの方法は、個別の状況によって適否が異なるため、事前に専門家へ相談することをお勧めします。事業承継の第一歩として、自社の財務状況を見直してみてはいかがでしょうか?

Profile

町田 恵一



◎多摩地域の相続・事業承継に特化した税理士。

◎東村山市生まれ、小平市在住。
中央大学卒。

地主様・会社オーナー様を中心に、相続対策・事業承継対策のサポートを行っている。

大手税理士法人の資産税部門で従事した後、財産コンサルティング

会社で更に経験を積む。その後、自分が生まれ育った東村山市を中心とする多摩地域で、資産税分野に特化した税理士として独立開業。「遠慮なくなんでも相談できる。」「地域密着で何かあったらすぐに対応してくれるから安心。」との声も多く、一人一人のお客様と真剣に向き合っていく姿勢が評判。

《事務所》町田総合税理士事務所

《所在地》〒189-0003 東村山市久米川町4-10-1

《TEL》042-404-2973

《HP》<https://machida-gtax.com/>

税 務 署 だ よ り

東村山税務署の申告書作成会場について

～スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開 設 期 間	会 場	所 在 地	時 間
令和7年 2月17日(月)～ 3月17日(月) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	東村山税務署	東村山市本町 1-20-22	【受付】午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ります。 【相談】午前9時から午後5時まで
お持ちいただくもの		案 内 図	
① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ② マイナンバーカード(※) ※マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。 ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・運転免許証等の身元確認書類 ・通知カード等のマイナンバーが分かる書類 ③ スマートフォン(※) ※原則、スマートフォンによる申告書の作成・提出になります。 ※スマートフォンをお持ちでない場合は、職員にお尋ねください。			
入 場 整 理 券		事前に準備いただきたいこと	
○ 令和6年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。 ○ 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。 なお、当日は、LINEによる事前発行で入手した方を優先し、残りについて会場で入場整理券を配付します。 是非、LINEによる事前発行をご利用ください。 ○ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ります。 ○ 例年、3月は入場整理券の入手が困難となりますので、2月中の来場をお勧めします。 ○ 1月から4月下旬までの間、税務署には庁舎外も含め駐車スペースはありません。		マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。 【マイナポータル連携のメリット】 ○ 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要) ○ e-Taxでデータ送信 ○ 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要	
オンラインで事前発行 友だち追加はこちらから！▶ LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。			

(注)ただし、3月2日の日曜日は開場します。

○ 申告書等の提出のみの場合は、東村山税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください。

※源泉徴収票や控除証明書等の発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、事前に余裕をもって事前準備を行ってください。

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



事前準備の
詳細は
こちらから↓



税務署からのお知らせ

税務署窓口での

国税の納付は9時～16時までをお願いしていますが、令和7年4月14日からは納税証明書交付請求手数料の納付を含め

9時～15時

までをお願いいたします

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です

個人事業者の方

法人の方

申告所得税

消費税及び地方消費税(個人)

源泉所得税

法人税

消費税及び地方消費税(法人)

振替納税
(口座振替)



【利用可能税目】

申告所得税
消費税及び地方消費税(個人)

【納付方法】

振替日に預貯金口座から自動的に引落し

【開始手続】

振替依頼書の提出
※オンラインによる提出も可能

【オススメな方】

毎年確定申告を提出する
個人事業者

ダイレクト納付



【利用可能税目】

電子申告が可能な税目(源泉所得税、法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税など)

【納付方法】

即時又は指定した期日に電子納税を行う

【開始手続】

e-Taxの開始届出書及びダイレクト納付利用届出書の提出
※オンラインによる提出も可能
✓ 電子証明書は不要 ✓ ネットバンク契約不要
✓ 複数の金融機関口座を利用可能

【オススメな方】

毎月源泉所得税を納税している方
毎月消費税の中間納付をしている方
など、納付機会の多い方

電子納税証明書(PDF)なら、税務署にお越しいただくことなくお手持ちのスマホやタブレット端末からe-Tax(Web版)を使って請求 & 受け取ることができます。
納税証明書の便利な請求 & 受取方法については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「納税・納税証明書手続」をご覧ください。

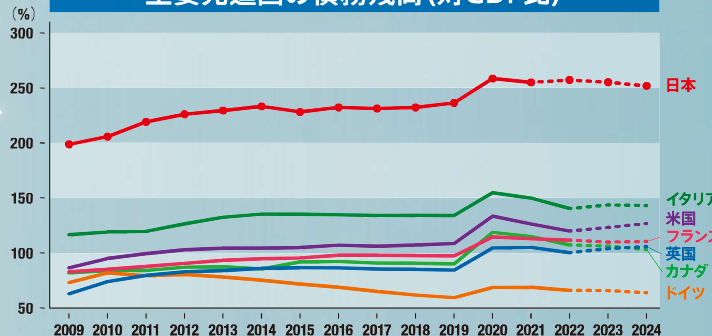


「金利のある世界」が到来 新たな財政再建目標の策定を！



中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月19日開催の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言えます。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破しました。安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためには、財政健全化に向けて財政規律を回復させることが重要です。本年3月、日本銀行は消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切り、さらに7月には追加利上げも実施しました。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務であると考えます。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っています。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援は欠かせません。

主要先進国の債務残高(対GDP比)



(出所) IMF “World Economic Outlook” (2023年10月) (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。(注2) 日本は、2022年から2024年が推計値。それ以外の国は、2023年及び2024年が推計値。



公益財団法人 全国法人会総連合

会長 小林 栄三

伊藤忠商事(株)名誉理事

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」※を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

令和7年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1.財政健全化に向けて

●本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

●こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

2.企業への過度な保険料負担の抑制

●中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

●配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3.行政改革の徹底等

●行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

●今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信任は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1.中小企業の活性化に資する税制措置

●中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減 等

2.事業承継税制の拡充

●我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3.消費税をめぐる事務負担の軽減

●政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者には混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。



公益財団法人

全国法人会総連合

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



令和6年の様々な法改正や社会情勢の変化に対応した 令和7年の4つの重要課題

- 1 働き方改革と労働環境の改善
- 2 メンタルヘルスケアの重要性
- 3 フリーランス新法の施行とその影響
- 4 労働時間管理の最新トレンド

この中で、特に1について事例等を具体的に考えてみましょう。

◆働き方改革と労働環境の改善の具体的事例

①長時間労働の是正

トヨタ自動車:テレワークや在宅勤務を奨励し、ITツールを活用した業務の自動化を進めています。これにより、長時間労働の削減に成功しました。

②個別の労働者の背景を配慮した制度の導入

リクルートホールディングス:フレックスタイム制度やリモートワークを導入し、従業員が自分のライフスタイルに合わせて働ける環境を整えています。

③メンタルヘルスケアの強化

長崎大学病院:看護師の年次有給休暇の取得率向上や残業削減を目指し、看護師同士の「声かけシート」を作成・配布しています。これにより、看護師間のサポートが増え、働きやすい環境が整いました。

④業務効率化の推進

コニカミノルタ:業務の見える化や自動化ツールの導入を進め、業務効率化を図っています。これにより、無駄な作業が減り、重要な業務に集中できるようになりました。

⑤適正な待遇の確保

日本生命保険相互会社:正規・非正規雇用者間の待遇格差を解消するための取り組みを行っています。具体的には、同一労働同一賃金の実現を目指し、評価制度の見直しを行っています。

これらの取り組みは、働き方改革の一環として、労働環境の改善に大きく寄与しています。具体的な事例を参考にしながら、自社に適した取り組みをご検討してみてください。

◇今後、社会保険や雇用保険の法改正、フリーランス新法施行の影響が従業員の採用面に関係し、また、カスハラ防止条例や同防止法の施行が、従業員の生命や労働環境を守る使用者の責務は、ますます増大することは間違いないと言って過言ではないでしょう。

年末年始のご多忙の中、1年後、3年後とサバイバルできる環境をどう整備してゆくかをこれまで以上に考えてみるのも必要なのではと存じます。

筆者 profile



いしづ たかよし
石津 雄美

2024年12月1日現在

◆石津社労士事務所 所長 (特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
◆オールフォーオール 代表 (経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、ワンストップソリューションサービスチーム主宰) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略 歴

- ◆昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- ◆損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- ◆保有資格 年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- ◆平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
- ◆平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士連合会)

事 務 所

- ◆所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
- ◆TEL 090-1738-7991
- ◆e-FAX 050-3133-0539
- ◆e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
- ◆HP <https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu>



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の上甲寛と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

11月に入ってから上旬から中旬にかけて夏日に迫る日もありましたが、下旬になると急激に寒くなってきました。季節は確実に冬に向かっていきます。どうぞ体調を崩さずに忙しい年末を乗り切りましょう。

さて、今回は「第三者承継(M&A)」について概略をお話ししました。今回は中小企業が実際にM&Aを進めていく場合の手順について、数回に分けて大まかにお伝えしたいと思います。以下は、中小企業がM&Aを進めるための具体的な進め方です。

1 M&Aの目的を明確にする

中小企業がM&Aを進める場合、大企業と比べて経営資源の限られることが多いので、ポイントを押さえて計画的に進めていくことが重要です。

買手側企業の場合は先ず、なぜM&Aを行うのか。具体的には事業拡大、新規事業の獲得、技術、従業員、設備等の補完など、目的を整理します。また、当社の経営課題を把握することと、自社の強み・弱みを分析し、M&Aで補いたいポイントを明確にします。

2 アドバイザーを選定する

中小企業の場合、自力で進めるのは難しいため、一般的にM&A専門家(アドバイザー)の支援を受けます。アドバイザー選定のポイントはいくつかあります。

① 中小企業のM&A

経験が豊富か

② 地域や業界に

精通しているか

③ 費用が明確か

今はM&A業界は

業者が乱立しており、玉石混淆です。価格面は勿論大切なファクターですが、信頼できる業者なのか否かが最重要だと思います。

3 買収または売却の戦略を立案する

ここではM&Aの買手企業なのか、売り手企業な

のかによって当然戦略は異なります。

【買い手の場合】

- 希望する事業規模、エリア、業種を明確化する。
- 買収可能な予算を設定する。

【売り手の場合】

- 自社の強み(技術、顧客基盤、収益性)をアピールポイントとして整理する。
- 売却の希望条件(優先事項)や時期を設定する。

特に売り手の場合、条件に対し、予め「優先事項」を設けておくことで良いでしょう。M&Aは交渉事です。こちら側の要求を先方に100%通すということは中小企業のM&Aの場合、現実的ではありません。買手側からの要求に対し、譲れる条件、出来れば譲りたくない条件、絶対譲れない条件等をアドバイザーと共に事前に決めておくことがスムーズな交渉に繋がっていきます。

4 ターゲット企業の探索

この段階でいよいよ相手先を見つけていく作業に入ります。ここでも買い手の場合と売手の場合で対応が異なりますので分けて検討します。

【買い手の場合】

- 仲介会社や専門家を通じて、候補企業を探す。

【売り手の場合】

- 仲介会社が買手候補を探し、マッチングを行う。

この際、売り手企業の情報を匿名でまとめた「ノンネームシート」を作成し、買手側の希望企業を探している仲介会社等に配布します。ノンネームシートには、次のような情報が記載されます。(事業内容、営業拠点、従業員数、企業の強みや特徴、売却の理由、売却希望条件、財務状況)

ノンネームシートは売り手側が自社の情報を伏せつつM&Aを打診できる一方で、買手企業が譲り受けを検討する初期段階で必要となる情報を得ることができるという役割があります。情報の漏洩は絶対あってはならないので、慎重の上にも慎重に対応していくことになります。

相手先との交渉から先は次回にお話ししたいと思います。



Profile 執筆 中小企業診断士 上 甲 寛

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般(経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継。M&Aを活用した第三者承継)業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



Office

株式会社 国土工営(認定経営革新等支援機関)

〒162-0824

東京都新宿区揚場町2番26号 SKビル4階

☎ 03-5227-3601 📠 03-5227-3604

✉ joko@kokudokoue.co.jp

🌐 <http://www.kokudokoue.co.jp/>

報告

法人会全国大会参加

10月3日(木)鹿児島県鹿児島市城山ホテルで開催された第40回法人会全国大会に村野会長・塩月税制・社会貢献委員長が出席しました。奥国税庁長官ら多数のご来賓と全国から約1700名の会員が参加して盛大に行われました。

第1部式典においては、会員増強等で成果を上げた単位会の表彰、令和7年度の税制改正提言、青年部会による租税教育活動の報告などが行われ、最後に大会宣言として、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革等を中心とする税制改正に関する提言」の実現を強く求めました。第2部では「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界・危機下の経営戦略を語る」をテーマにANAホールディングス株式会社取締役会長の片野坂真哉氏による記念講演が行われました。

来年の法人会全国大会は高知県で開催予定であり、高知県法人会の皆さんから多くの会員に参加して欲しいとの声をいただきましたので、来年度も全国大会に合わせ国内研修事業を企画いたします。多くの会員の皆様の参加をお待ちしております。



村野会長と国内研修参加者



村野会長と塩月委員長



全国大会

報告

全国青年の集い参加

11月7日(木)～8日(金)、「福の國より未来を研げ」の大会スローガンのもと、第38回法人会全国青年の集い「福井大会」に参加するとともに現地視察研修を開催し、土田青年部会長以下22名が参加しました。

7日(木)〔大会1日目〕土田青年部会長はフェニックス・プラザにて開催された「租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞」に参加の後、コートヤード・バイ・マリオット福井にて部会長ウェルカムパーティーに参加し、全国各地の青年部会長と情報交換を行いました。

8日(金)〔大会2日目〕は、サンドーム福井にて記念講演が行われ、講師の元フジテレビアナウンサー 笠井 信輔 氏による演題「足し算で生きる～がんステージ4からの生還～」を聴講しました。

引き続き、「大会式典」が開催され、青年部会の柱である「租税教育活動」と「部会員増強」及び「健康経営プロジェクト」について、全国の青年部会が取り組んでいる活動を情報共有し、今後の青年部会活動の資としました。

記 副部会長 山田基樹



サンドーム福井



JR福井駅

報告

租税教室講師養成研修参加

10月21日(月)東村山税務署において行われた租税教室講師養成研修に青年部会員2名、事務局員1名の合計3名が参加しました。研修会では立川税務署税務広報広聴官より、租税教育を取り巻く環境と小学校における実践例について説明していただきました。

青年部会では管内小学校6年生を対象とした出前授業において、子どもたちに税金について知ってもらうために税金知識の普及活動を行っています。



東村山税務署研修室

市民・産業まつり実施 税と法人会を知ってもらおう！

管内5市で開催された秋の市民・産業まつりに(税制・社会貢献事業の一環として)、法人会ブースを開設し、税と東村山法人会のことを市民の皆様知ってもらおう!と役員の皆さんを中心に税金クイズを行いました。

今年度の市民まつり等は、10月27日(日)の清瀬市に始まり、11月9日(土)と10日(日)に東村山市、小平市、西東京市、東久留米市で開催されました。各ブロック等は、「税金クイズ」や「一億円体験」の幟を立てて税知識の向上活動を行いました。特に、税金クイズに挑戦して頂いた皆様に鉢花や種、お菓子等をプレゼントする法人会の企画は、今年も大盛況でした。

また、各ブースに小林東村山税務署長と税務署員の方々が来訪され、活動状況の視察と激励をいただきました。



法人会ブースの状況



税務署長と役員の皆様



税金クイズ実施報告 (令和6年度)

東村山法人会管内の市民・産業まつりの法人会ブースにおいて、税金クイズを実施しました。ご協力頂きました税金クイズ集計結果をご紹介します。

問 題	選択肢	合 計	東村山ブロック 実施日: 11月9日～10日	小平ブロック 実施日: 11月9日	西東京ブロック 実施日: 11月9日	東久留米ブロック 実施日: 11月9日～10日	清瀬支部 実施日: 10月27日
問題1 あなたは東村山法人会を知っていますか?	A. 知っている	2269 55.2%	892 50.2%	312 68.0%	276 57.0%	522 57.7%	267 55.2%
	B. 知らない	1840 44.8%	886 49.8%	147 32.0%	208 43.0%	382 42.3%	217 44.8%
	回答数合計	4109	1778	459	484	904	484
問題2 東村山税務署管内にはいくつの市があるでしょうか?	A. 1市	376 9.2%	189 10.6%	13 2.9%	50 10.5%	80 8.9%	44 9.1%
	B. 5市	3129 76.4%	1364 76.5%	397 87.4%	333 70.0%	668 74.2%	367 75.8%
	C. 6市	593 14.5%	231 12.9%	44 9.7%	93 19.5%	152 16.9%	73 15.1%
	回答数合計	4098	1784	454	476	900	484
問題3 公立小学生一人の教育に税金は年間どれくらいつかわれているのでしょうか?	A. 約36万円	554 13.5%	197 11.0%	30 6.6%	72 15.0%	157 17.4%	98 20.4%
	B. 約67万円	1248 30.4%	615 34.5%	52 11.5%	126 26.2%	280 31.0%	175 36.5%
	C. 約92万円	2299 56.1%	972 54.5%	372 81.9%	283 58.8%	465 51.6%	207 43.1%
	回答数合計	4101	1784	454	481	902	480
問題4 警察・消防に関する費用は、国民一人当たり年間どれくらいでしょうか?	A. 約1.6万円	446 10.9%	173 9.7%	18 3.9%	60 12.5%	128 14.4%	67 13.9%
	B. 約2.1万円	1266 31.0%	635 35.7%	67 14.7%	134 28.0%	279 31.3%	151 31.4%
	C. 約4.2万円	2376 58.1%	973 54.6%	372 81.4%	285 59.5%	483 54.3%	263 54.7%
	回答数合計	4088	1781	457	479	890	481
問題5 世界には色々な税がありますが、実際にはない税はどれでしょうか?	A. ソーセージ税	1894 46.2%	628 35.4%	345 76.2%	266 53.7%	441 48.8%	214 44.9%
	B. ポテトチップ税	1239 30.2%	695 39.2%	65 14.3%	101 20.4%	248 27.4%	130 27.3%
	C. ソーダ税	970 23.6%	451 25.4%	43 9.5%	128 25.9%	215 23.8%	133 27.9%
	回答数合計	4103	1774	453	495	904	477
問題6 税金の使い道で1番多いのは何でしょうか?	A. 国債費	830 20.3%	363 20.4%	50 11.0%	108 22.7%	186 20.5%	123 25.5%
	B. 社会保障関係費	2564 62.6%	1016 57.1%	381 84.1%	319 67.2%	575 63.3%	273 56.6%
	C. 地方交付税交付金	704 17.2%	401 22.5%	22 4.9%	48 10.1%	147 16.2%	86 17.8%
	回答数合計	4098	1780	453	475	908	482
性別	男	1122 29.9%	530 32.8%	175 39.9%	95 22.3%	206 25.9%	116 24.5%
	女	2631 70.1%	1088 67.2%	264 60.1%	331 77.7%	590 74.1%	358 75.5%
	回答数合計	3753	1618	439	426	796	474
年代	10代以下	229 5.8%	106 6.2%	62 13.8%	9 2.0%	40 4.7%	12 2.5%
	20代	140 3.5%	91 5.3%	16 3.6%	7 1.5%	18 2.1%	8 1.7%
	30代	371 9.4%	203 11.8%	52 11.6%	40 8.8%	45 5.3%	31 6.5%
	40代	552 14.0%	260 15.1%	82 18.2%	44 9.7%	104 12.2%	62 13.1%
	50代	740 18.7%	361 21.0%	63 14.0%	85 18.7%	165 19.4%	66 13.9%
	60歳以上	1915 48.5%	698 40.6%	175 38.9%	269 59.3%	477 56.2%	296 62.3%
	回答数合計	3947	1719	450	454	849	475

正解は… 問題1:該当するところ
問題2:B(5市)

問題3:C(約92万円)
問題4:C(約4.2万円)

問題5:A(ソーセージ税)
問題6:B(社会保障関係費)

は正解数と正解率

地域の名所

清瀬駅(開業100周年)

西武池袋線清瀬駅は西武鉄道の前身である武蔵野鉄道の駅として開業し、令和6年6月11日に100周年を迎えました。

武蔵野鉄道が設立された明治45年当初は巣鴨駅を起点とし、上練馬村(現、東京都練馬区)、清瀬村(現、東京都清瀬市)、所沢町(現、埼玉県所沢市)などを経て飯能町(現、埼玉県飯能市)に至る計画でしたが、その後、大正元年12月に池袋～飯能駅に変更になりました。

大正4年4月15日、武蔵野鉄道池袋～飯能駅間47.3kmが開業しました。開業後しばらくして路線の電化に着手し、この電化によって列車が高速化し、大正11年～14年にかけて武蔵野鉄道は、池袋～飯能駅間に新しい7つの駅を開業させました。その1つが大正13年6月11日に開業した清瀬停車場(清瀬駅)です。

大正13年3月に清瀬駅設置工事の竣工届が出され、同年6月11日開業しました。開業当時は仮駅舎で運行されていましたが、半年後には新しい駅舎への工事が始まり、初代清瀬駅が誕生しました。昭和28年11月には木造平屋からコンクリート造の2代目清瀬駅が誕生しました。昭和42年11月には南口が開設されました。昭和46年1月に橋上駅になり、ここに3代目清瀬駅が誕生しました。

大正13年6月11日の開業以来、清瀬駅は地域の発展とともに歩み、市民の生活や経済活動の中心として重要

な役割を果たしてきた名所のひとつです。

この節目を記念し、清瀬市と西武鉄道は共同で様々なイベントを開催しました。記念式典では、清瀬市出身の女優・釈由美子さんや鉄道ファンで知られる中川家・礼二さんらが参加し、盛大に祝われました。

清瀬駅の発車メロディーが清瀬市出身の歌手・中森明菜さんの楽曲に変更され、上りホームでは「DESIRE-情熱-」、下りホームでは「セカンド・ラブ」が採用されています。



渋谷清瀬市長



初代清瀬駅(清瀬市郷土博物館所蔵)



2代目清瀬駅(清瀬市郷土博物館所蔵)



3代目清瀬駅(清瀬市郷土博物館所蔵)

清瀬市

地域のイベント情報

9市区町を周遊して謎解き!

「ナゾトキア～謎解き王国への入国案内～」



西武線沿線の9市区町では、統一された世界観のなかで、各市区町で設定される宝探しや謎解きミッションに挑戦する周遊イベントを開催中!

- ★ 期間：令和7年2月28日(金)まで
- ★ 費用：無料(交通費やクエストの一部にある飲食や体験を要する内容のものに挑戦する場合は自己負担)
- ★ 実施エリア：清瀬市・豊島区・東村山市・所沢市・狭山市・入間市・飯能市・横瀬町・秩父市
- ★ 主催：清瀬市
- ★ 後援：豊島区・東村山市・所沢市・狭山市・入間市・飯能市・横瀬町・秩父市
- ★ 問合せ：ナゾトキアコールセンター ☎0120-515-507、✉info@nazotokia.com



詳しくはこちら

会社 紹介

株式会社 国 栄

代 表 森 俊明
設 立 1962(昭和37)年1月
所 在 地 東京都東久留米市八幡町3-6-22
電 話 番 号 042-471-1261(代)



創業から現在まで

1962年に現在地に創業以来、商業印刷を中心に企画からデザイン、印刷に至るまでの一貫生産を通して、様々なお客様に広告宣伝のご提案をさせていただいて参りました。

昨年7月に愛知県の株式会社エムアイシーグループと資本提携し、新たな印刷技術や最新の広告媒体を営業品目に加え、お客様のあらゆるニーズにお応え出来る体制を整えました。

現在の印刷業界はインターネットをはじめ、WEBやSNSなどの情報技術革命により、ビジネスモデルは一新され、年々高度で斬新な付加価値を持つ製品・サービスが求められています。

常にお客様の立場になって考え、企画力や提案力、行動力を駆使し、お客様一人一人に最適なソリューションを提供させていただきます。

全国的にも珍しい 「擬似エンボス特殊印刷」

全国的にも珍しいUV特殊印刷の一つ「擬似エンボス印刷」。通常のカラー印刷と同時にニスを印刷することで、一風変わったインパクトあるデザイン表現が可能となります。1つの印刷機で完結する擬似エンボス印刷は、圧倒的なコストパフォーマンスと短納期を実現し、差別化を望まれる多くのお客様に選ばれています。



周年誌、会社案内、製品カタログ、クリアファイル、ポスター、パッケージ、商品券など数多くの製品で使われています。

企業ブランディング



企業が販売や固定ファンを育成し発展していくためには、商品や企業のブランドイメージを高めることが不可欠です。ブランディングを成功させるためには、独自の魅力・競争力を併せ持つ、「価値」を創り、「信頼関係＝絆」を築く事が重要で、お客様との共創から成功に

導きます。またそのブランドをパッケージやPRツールに展開する際のブランド管理支援により、ブランド価値の維持と向上に寄与いたします。

デジタルコンテンツ



システム構築を含むWEBサイト制作からアプリ制作までさまざまなアイデアを盛り込んでご要望を満たすデジタル施策をご提案いたします。

ビジネスの目的を達成するために、オンライン上でどうすれば貢献できるのかを一緒に考え、実行していきます。デジタル施策の良い点として、「数値化できること」があげられます。私たちは今までオフライン施策では計測できなかったこともデジタル施策でいかに数値化をし、客観的に見えるようにするかを考えて設計していきます。

- ・サイト構築が今後必要になる
- ・オフライン施策だけでは集客がうまくいかなってき
- ・デジタル分野はあまり詳しくないので、サポート体制が

しっかりしたところへ相談したい

など、デジタル施策でお困りの方はまずはお気軽にご相談ください。

WEB…WEB、LP、広告
SNS…Instagram、Facebook、広告
動画…YouTube作成

BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)

お客様の「大変!」をスッキリさせます!・社内の内職業務で発生する人件費削減として・「働き方改革」や「生産性の向上」の対策として国栄のBPOをご活用ください!

インバウンドコールお問い合わせ対応、各種申し込み・予約など、アウトバウンドコールイベント案内、DMのフォロー、サービス契約後の御礼など、キャンペーン事務局代行、お問い合わせ対応、受付・データエントリー、電話・はがき・WEBなどオンライン・オフラインデータの一元化、報告書作成など、バックオフィス支援ハガキ、メール、アンケートなど情報資産のデータ化、運用・管理など



■印刷や広告に関するご相談、お見積もりのご依頼、採用についてなど、お気軽にお問い合わせください。
※お急ぎの場合はお電話でも受け付けております。

令和7年 新春講演会のご案内



日時 令和7年1月20日(月)15時30分～17時

会場 ホテルエミシア東京立川(立川市曙町2-14-16)

講師 門倉 貴史 氏 (エコノミスト、BRICs 経済研究所 代表)

演題 これからの世界経済・日本経済を展望する

参加費 無料

定員 200名(予定)会員は申し込み不要、会員以外の方は、右記のQRコードからWEBフォームにてお申込ください。



プロフィール

肩書：エコノミスト、BRICs経済研究所 代表

略歴：1971年神奈川県生まれ。1995年慶應義塾大学経済学部卒業、同年銀行系シンクタンク入社。1999年日本経済研究センター出向、2000年シンガポールの東南アジア研究所出向。2002年から2005年まで生保系シンクタンク経済調査部主任エコノミストを経て、現在は、BRICs経済研究所代表。同研究所の活動とあわせて、各種メディアにも出演中。また、雑誌・WEBでの連載や各種の講演も多数行なっている。『図説BRICs経済』(日本経済新聞社)、『増税なしで財政再建するたった一つの方法』(角川書店)、『日本の「地下経済」最新白書』(SB新書)など著作多数。最新刊は『VUCA時代のエネルギー戦略』(エネルギーフォーラム)。

上記講演会の詳細は、同封のチラシをご覧ください

令和7年 賀詞交歓会のご案内

新春講演会に引き続き隣接会場にて17時10分開会(予定)

■参加負担金 正会員2,000円／賛助会員3,000円／
一般10,000円 当日いただきます。



▲昨年度賀詞交歓会



恒例の福引大会と新入会員紹介行事を計画しています。
是非、ご参加下さい。

■お問合せは東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

上記賀詞交歓会の詳細は、同封のチラシをご覧ください

立川都税事務所からのお知らせ

年末年始における窓口業務のご案内



年末年始における、都税事務所・都税支所・支庁、都税総合事務センター・自動車税事務所での事務の取扱いは次のとおりです。

	12月27日(金)	12月28日(土)～1月5日(日)	1月6日(月)
都税の納付	○	×※1	○
都税の申告(申請)書の受付	○	「申告書等受箱」をご利用ください。※2	○
証明書等の発行	○	×	○

○：ご利用できます ×：ご利用できません

※1 閉庁期間でも、金融機関等の窓口やペイジー対応のATM、コンビニエンスストアではご納付いただける場合があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

また、スマートフォン決済アプリ納付、インターネットバンキング・モバイルバンキングによる納付等もご利用ください。

※2 自動車税事務所、支庁を除く。

【お問合せ先】 所管する各都税事務所

ご案内

オンライン「決算整理・決算書作成」講座

当講座は、棚卸、見越繰延など、それぞれの項目ごとに、具体的な決算整理処理(消費税、法人税等の決算整理も含む)を学習し、事例を元に処理を練習することで、決算書作成までの一連の業務をマスターします。また、決算時のインボイス制度に関連する確認事項も学習します。

〈視聴期間〉令和7年2月6日(木)～2月26日(水)全3週間 Webでの動画配信

講義時間：6時間 期間中24時間いつでも視聴可能！

〈対象者〉・経理担当者(決算担当や今後担当する予定の方)

・日商簿記3級程度の知識をお持ちの方

〈講師〉五島 秀明 氏 税理士、TACの人気講師としても活躍！

〈受講料〉会員 4,400円/一般(非会員) 5,500円(税込・教材費込み)



上記セミナーの詳細は、
同封のチラシをご覧ください

ご案内

e-Tax・eLTAX講習会

参加費無料!!

〈内容〉①e-Taxの概要 ②e-Taxの利用届出手続き

①eLTAXの概要 ②eLTAXの利用届出手続き

講師 東村山税務署担当官

講師 立川都税事務所担当者

〈日時〉令和7年2月12日(水)13時30分～16時

〈会場〉東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)

〈参加費〉無料 〈定員〉3名

会場にエレベーターはありません。



上記セミナーの詳細は、
同封のチラシをご覧ください



税務セミナーのご案内

会場
東村山法人会館

参加費無料!!
要申込

セミナー名	月日(曜日)	時間
決算法人説明会	令和7年 1月 9日(木)	13時～15時30分
税務教室「消費税申告書作成講座～原則課税～」	1月16日(木)	14時～16時
新設法人説明会	1月22日(水)	13時～15時45分
決算法人説明会	2月 6日(木)	13時～15時30分
税務教室「消費税申告書作成講座～簡易課税～」	2月13日(木)	15時～16時
決算法人説明会	3月 6日(木)	13時～15時30分
税務教室「法人税申告書作成講座」	3月13日(木)	14時～16時
新設法人説明会	3月26日(水)	13時～15時45分

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。
※税務教室はタイトルが変更になる場合がございます。
※会場にエレベーターはありません。

申込はお電話で承ります ☎042-394-7654

ご案内

東村山法人会より 無料セミナーオンデマンド

参加
無料

ホームページからご覧いただけます。今すぐ **東村山法人会** で **検索**

ID・パスワードを入力することにより、
全コンテンツ約700本のセミナー
がご覧いただけます。



ID・パスワードは事務局にお尋ね下さい。

☎042-394-7654

公開中コンテンツ一例

	セミナー名	講師	分数
育成 人材	元商社マンが語る 価格交渉の極意	生駒 正明	43分
経一 般	市場を理解する簡単テクニック ～誰でも実践できる調査の初歩～	橋本 規宏	29分
管危 理機	知って備える防災・減災・BCP	松田 哲	78分
経理	基礎からわかる「インボイス制度の概要と 電子帳簿保存法のポイント」	川口 宏之	107分

報告

事業継続力強化計画セミナー

10月16日(水)、「大規模災害時の補助金とリスクへの備え」と題し、事業継続力強化計画セミナーを東村山法人会館において開催しました。講師に、中小企業基盤整備機構 高橋 翼氏、AIG損害保険株式会社 池田 英雄氏のお二人をお招きしました。

高橋氏からは、大規模自然災害等のリスクに備え対応力を強化するため、事業継続力強化計画(通称 ジギョケイ)について制度の内容・実際の取り組み事例等、有事の際に役立つポイント等について、池田氏からは、能登半島地震など過去の災害で被災された事業者さまの声の紹介や被災時における早期事業復旧に関する対策等についてお話していただきました。令和6年能登半島地震における「なりわい再建支援補助金」を受給するためには、経済産業省の「事業継続力強化計画」(通称 ジギョケイ)の認定取得が必須となりますので、大規模災害に備え、皆さまも「事業継続力強化計画」を策定されてみてはいかがでしょうか。



高橋氏



池田氏



セミナーの状況

報告

カスハラ防止のための労務管理セミナー

10月17日(木)「従業員の人權と職場を守るための環境作り」と題し、カスハラ防止のための労務管理セミナーを東村山法人会館において開催しました。講師に、よつ葉法律事務所 内田直子弁護士、石津社労士事務所 石津雄美社労士のお二人をお招きしました。内田弁護士からは、カスハラの定義と具体的な裁判例について、石津社労士からは、カスハラ防止のための事業主の具体的な対策についてご講義いただくとともに、質疑応答にも丁寧に対応していただきました。参加者はサービス業の方が多く、カスハラに直面し易い環境にあることから、「大変わかりやすい内容で、今後に大いに活かせそうです。」と好評を得ました。



内田弁護士



石津社労士



セミナーの状況

報告

年末調整実務研修会

11月6日(水)と20日(水)、東村山法人会館において年末調整実務研修会を開催しました。講師の東村山税務署法人課税第2部門二本柳源泉審理担当官と管理運営第2部門渡邊 上席国税徴収官より、「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出のしかた」のDVDを鑑賞後、税務署が準備したテキストを使用して説明を受け、参加いただいた方々に年末調整の手順について理解していただきました。

受講者の感想

★大変ためになりました。来年度も所得税の壁の見直し等で変更等があった場合は、ぜひ参加したいです。



二本柳源泉審理担当官



渡邊 上席国税徴収官



研修状況

報告

決算書・法人税申告書作成講座

10月18日(金)から12月20日(金)の間、東村山法人会館において「決算書・法人税申告書作成講座」(全10回)を開講しました。講師は、東京税理士会東村山支部所属税理士 篠原 幸彦氏にお願いし、「会社の決算・申告の実務」(全国法人会総連合)、「基礎の基礎1日でマスター法人税申告書の作成」(清文社)と講師作成資料等を基に決算調整の流れ、申告書を作成するための基礎知識、別表の作成、法人税の申告書作成について、分かり易く丁寧に講義・指導していただきました。来年度も同時期に開催しますので、是非ご受講ください。



篠原税理士



講座の状況

報告

オンライン「日商簿記3級講座」

9月19日(木)～11月13日(水)の8週間、24時間いつでも・何度でも視聴可能なWEBでの動画配信による「日商簿記3級講座」を開催しました。税理士であり資格の学校TACの人気講師である足立篤保氏により、簿記3級の合格を目指し、簿記の基礎から決算の手続きまで、簿記一巡の流れについて講義をしていただきました。



足立 篤保氏



研修状況

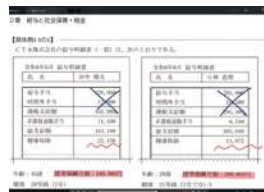
報告

オンライン「はじめての経理実務講座」

10月10日(木)～11月6日(水)の4週間、24時間いつでも・何度でも視聴可能なWEBでの動画配信による「はじめての経理実務講座」を開催しました。税理士であり資格の学校TACの人気講師である信澤奈津美氏により、経理実務で必要となる書類を、この講座専用(非売品)のテキストとトレーニングシートを使用し、実務に即した書類作成の疑似体験にて、その数値が入る根拠を学びながらのオンライン講義となりました。



信澤 奈津美氏



研修状況

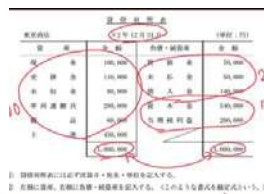
報告

オンライン「決算書の読み方入門講座」

11月14日(木)～12月11日(水)の4週間、24時間いつでも・何度でも視聴可能なWEBでの動画配信による「決算書の読み方入門講座」を開催しました。有名大学専任講師のほか経営学博士号の称号を生かし、資格の学校TAC経営学実務講座でも活躍する人気講師 森田広大氏により、決算書の概要、損益計算書やキャッシュ・フロー計算書の読み方など、決算書を読むための基本となる財務知識等について講義していただきました。



森田 広大氏



研修状況

報告

パソコン教室

4月2日(火)～9月24日(火)の間、パソコン教室(上期)を法人会館で開催しました。講師に公社東村山シルバー人材センター萩森先生をお招きし、受講者に対しワード・エクセル・パワーポイントの基礎や応用に関する教育・指導をしていただきました。

下期についても10月1日(火)から開講し3月18日(火)までの予定でパソコン教室を開催中です。あいにく今年度は定員に達しており新規での受講申込はお受けできない状況ですが、次年度もパソコン教室を開講予定です。来年2月発行の会報誌において次年度パソコン教室開講のご案内をする予定です。



教室の状況

税 務 教 室

10月10日(木)及び11月13日(水)東村山法人会館において、東村山税務署喜久里法人審理担当官を講師にお迎えし、令和6年度第6回税務教室「令和6年度税制改正の概要」第7回税務教室「消費税のあらまし」を開催しました。下記のタイトル(科目)で年間を通じて開催していますが、興味のあるタイトルのみの受講も可能です。詳しくは事務局までお問合せください。



喜久里担当官

- ▶ 第8回 令和7年1月16日(木)14時から16時
「消費税申告書作成講座～原則課税～」
- ▶ 第9回 2月13日(木)15時から16時
「消費税申告書作成講座～簡易課税～」
- ▶ 第10回 3月13日(木)14時から16時
「法人税申告書作成講座」

新設法人説明会

11月27日(水)東村山法人会館において、篠原幸彦税理士及び東村山税務署担当官を講師にお迎えし、法人税の申告事務の流れポイント講義を行っていただきました。税の専門家である税理士の解説が無料で聴けますので、税務手続きや初めて申告等、不安な点など税に関する疑問をこの機会に質問してみたいかがでしょうか。

2か月に1度開催しており次回は年明け1月22日(水)となりますので、関心のある方は是非ご参加ください。また法人会から社会保険・労働保険の事務手続き冊子等をプレゼントしています。



説明会の状況



配布する冊子等

決 算 法 人 説 明 会

10月3日(木)及び11月7日(木)東村山法人会館において、會津隆行税理士及び倉石秀直税理士と東村山税務署担当官を講師にお招きし、決算月を迎える法人を対象に決算・申告事務の流れとポイント等に関して全国法人会総連合発行の「わかりやすい!会社の決算・申告の実務」に基づき説明をいただきました。また、講義終了後には税理士と税務署担当官に個別質疑応答による参加者からの決算の不明な点について対応いただきました。



會津税理士



倉石税理士



研修状況

決算書・法人税申告書作成講座

10月18日(金)から12月20日(金)の間、東村山法人会館において「決算書・法人税申告書作成講座」(全10回)を開講しました。講師は、東京税理士会東村山支部所属税理士 篠原 幸彦氏にお願いし、「会社の決算・申告の実務」(全国法人会総連合)、「基礎の基礎1日」でマスター法人税申告書の作成(清文社)と講師作成資料等を基に決算調整の流れ、申告書を作成するための基礎知識、別表の作成、法人税の申告書作成について、分かり易く丁寧に講義・指導していただきました。来年度も同時期に開催しますので、是非ご受講ください。



篠原税理士



講座の状況

どうすれば

経営に役立つ情報が
手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、
法人会にあります

法人会へのご入会をお勧めします。

新入会員紹介コーナー

この度、当法人会に入会しました
有限会社オーバルマネジメントの藤
本邦之と申します。

一人で会社を立ち上げて23年。
田無にオフィスを移して15年。研
修講師という仕事をひたすら続けて
参りました。

「日本企業のマネジメント力を高
める」をテーマに残された時間を使
うことを決意し、企業向け研修だけ

から公開セミナーやオンライン配信
を行っています。

日本で初めてのインバスケッ
ト演習の攻略によるマネジメント力の
向上プログラムを開発しました。非常
に好評で多くの企業さんから継続の
ご注文をいただいています。

皆さまの企業力、マネジメント力
強化に役立っていきたくと思ってい
ます。



〈法人名〉有限会社オーバルマネジメント
〈代表者〉藤本邦之
〈住 所〉西東京市田無町2-14-9田無マーションハイツ501号
〈T E L〉042-497-6689
〈支 部〉西東京第1支部(正会員)

新 入 会 員 紹 介

令和6年9月1日～至 令和6年10月31日に入会された会員

所属支部名	所 在 地	法 人 名	代表者氏名	業 種	電 話 番 号
東村山第1支部(正会員)	東村山市青葉町3-3-30	大貴(株)	大庭 大典	電気通信	042-208-7588
東村山第5支部(正会員)	東村山市恩多町5-6-25	カルチャーマーケティング・ジャパン(株)	福武 謙	メディア・コン テンツ事業	090-2327-6768



小平第2支部副支部長
株式会社暁記念交流基金

は せ まさと

長谷 公人 さん



小平第2支部で副支部長及び会計担当をしている長谷公人です。

2015年に入会させていただき9年が経ちました。

入会早々より組織厚生委員、会計担当と支部の中で様々な役職をさせていただき、多くの事を学ばせていただいております。

組織厚生委員では、会員の皆様の横の繋がりを強化すること、新規会員の開拓などを担うことで多くの方とお知り合いになることが出来ました。

会計担当では、支部の事業・ブロックの事業など、法人会の事業の全般を知ること、見ることが出来、法人会の存在意義や地域での重要性を認識させられました。

これからも支部長を支えながら支部活動・ブロック活動のサポートをさせていただき、納税意識の向上や企業経営及び社会



の健全な発展に寄与していきたいと考えております。

普段は、小平市御幸町にある「ケアタウン小平」の管理運営を行い、希望する誰もが「自分らしく自宅で最期まで」暮らせるよう、在宅緩和ケアのチームの一員として仕事をしております。医療・看護・介護・食事を通じてサポートをしておりますのでお気軽にお問い合わせください。

また、地元の調布市では少年サッカーのコーチ、地区の役員を担っており、スポーツを通じたコミュニケーションの形成、少年・少女の成長の手伝いをしております。

人生の目標「笑って死ぬこと」に向かってその日1日1日を悔いなく過ごすことを心掛けています。

これからもご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。



納税表彰 受彰者等紹介 (敬称略)

令和6年度東村山税務署納税表彰式が11月14日(木)小平市民文化会館ルネこだいらにおいて開催され、国税に対する貢献者として東村山法人会から1名の方が署長表彰、1名の方が署長感謝状を受彰されました。

表彰式には納税者団体等各会長・支部長をはじめ大勢の来賓や法人会の役員等も参加して、受彰者の功績を讃えられました。その後、同会場において納税表彰祝賀会が開催され、受彰者のお祝いを行いました。

○東村山税務署長表彰納税表彰受彰者

◆税務署長受彰者

原田清見 (東村山市・第4支部長)

◆税務署長感謝状受彰者

土田健太郎 (東久留米市・青年部会長)

○東京国税局長表彰

鎌田忠詞 (西東京市・副会長)

○東京都税務功労都知事章

村野康司 (清瀬市・会長)

○東京都立川都税事務所長感謝状

宇根育伸 (小平市・副ブロック長)



受彰者代表挨拶する原田氏



納税表彰祝賀会



受彰者と法人会役員及び税務署幹部の方々



鎌田忠詞 氏

【令和6年度 東法連福利厚生制度マイスター認定者】

東京法人会連合会は、福利厚生制度推進策の一環として、受託会社推進委員及び代理店担当者に対する「東法連福利厚生制度マイスター」制度を創設しており、今般令和5年度の推進成績が優秀であった158名の方を令和6年度マイスターに認定しました。東村山法人会の関係者として、以下の方が認定されました。



大同生命保険㈱
東村山営業所
佐藤恵美子氏



大同生命保険㈱
東村山営業所
鶴田眞理子氏



大同生命保険㈱
東村山営業所
武内文子氏



Aflac代理店
(㈱ユーアイファミリー)
藤原玲子氏

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ
ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームが
あなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様^(※1) **月1回^(※2)**のご相談まで
無料で利用いただけます。

(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。



ご利用はこちらから



会員増強決起大会実施報告

各ブロック、清瀬支部において新入会員獲得に向け会員増強決起大会を行い、団結力を上げ会組織基盤の充実の為に認識を統一しました。会の結束のため、お集まり頂きました各ブロック等会員様の大会実施状況をご紹介します。

ブロック等	開催日	場 所
東村山ブロック	10月25日(金)	東村山法人会館/サガミ東村山店
小平ブロック	10月23日(水)	一龍
西東京ブロック	10月23日(水)	谷戸いちようホール
東久留米ブロック	10月18日(金)	東久留米市商工会館
清瀬支部	10月10日(木)	楓



白石ブロック長



小川ブロック長



鎌田ブロック長



高橋ブロック長



東村山ブロック



小平ブロック



西東京ブロック



東久留米ブロック



清瀬支部

報告

国内研修実施

10月3日(木)から2泊3日の行程で、令和6年度国内研修事業を行いました。紺野事業研修委員長以下9名が法人会全国(鹿児島)大会に接続して、鹿児島地方の施設等を研修しました。

初日は、先ず初めに全国大会会場の城山ホテルを訪れ集合写真を撮影するとともに、次いで島津家19代光久によって築かれた島津家の別邸「仙巖園」を訪れました。雄大な桜島を築山、錦江湾を池に見立てたスケールの大きな庭園で、28代斉彬もこよなく愛し、篤姫など多くの人を魅了したおよそ1万5千坪の広大な庭園は圧巻でした。初日は砂蒸し風呂で有名な指宿温泉に宿泊し、砂蒸し風呂も体験しました。

2日目は、謎の生物「イッシー」で有名となった池田湖を訪問するとともに、第二次世界大戦末期の沖縄戦において特攻という人類史上類のない作戦で、爆装した飛行機もろとも敵艦に体当たり攻撃をした陸軍特別攻撃隊員の遺品や関係資料を展示している知覧特攻平和会館を訪問しました。特攻隊員や各地の戦場で戦死された多くの特攻隊員のご遺徳を静かに回顧しながら、このような悲劇を生み出す戦争を起こしてはならないと誓い、

恒久の平和を祈念しました。その後、フェリーで桜島にわたり湯けむり豊富な霧島温泉に宿泊しました。

3日目は、天孫降臨神話の主人公であるニギハヤヒを祀り創建が6世紀と古い歴史を誇る南九州屈指のパワースポット「霧島神宮」を参拝するとともに、芋焼酎「明るい農村」で有名な「霧島町蒸留所」や「高千穂牧場」で買い物を楽しみました。

飛行機往復による現地バス移動での3日間の旅でしたが、各所で観光と食事を楽しみ会員間の交流・懇親を深めることができた大変有意義な国内研修となりました。



女性部交流会 実施報告

10月26日(土)、女性部会交流会が行われ、21名の方にご参加いただきました。

今回は浜町にある明治座にて“梅沢富美男・研ナオコ特別公演”を鑑賞して参りました。

「人情芝居」、「歌謡ステージ」、「舞踏絵巻」の3部構成で、第1部の人情芝居は、笑いあり涙ありのとても素晴らしい舞台でした。続く「歌謡ステージ」、「舞踏絵巻」も華やかで美しく、胸が一杯になりました。

部会員同士の交流も深まり、とても有意義な交流会でした。



ブロック・支部活動実施報告

東村山 第6支部

東村山第6支部では、10月7日に、今期新しい試みとして、所沢駅徒歩1分の西武所沢ショッピングセンター屋上にあります《BBQ SKY TERRACE》にて、交流会を開催致しました。

平日(月曜日)の15時からというスケジュールでしたが、17社22人の会員さんにお集まりいただき、楽しく有意義な時間を過ごせました。

運営サイドとしても、多くの会員さんが楽しんでいただける企画を今後も考えていけたらと思います。

記 支部長 大野初



BBQ SKY TERRACEにて

西東京 第1支部

11月19日・20日、西東京第一支部の一泊研修旅行が行われました。

早朝6時出発、初日は山梨県境川カントリークラブでゴルフを楽しみました。

一泊組は18名の参加ですが、5名がゴルフのみの参加で総勢23名、和気あいあいとプレーを楽しみました。その後、宿泊先の石和びゅうほてるにて温泉でゆっくり疲れを癒した後、宴会では尾林前ブロック長より法人会の在り方や増強についての挨拶から始まり、地元の食材を使った夕食と山梨ワイン・地酒でのどを潤し、ゴルフの成績発表、カラオケなど親睦を深める賑やかな会食となりました。

翌日はあいにくの雨模様となりましたが、秋の紅葉の中、『日本一の渓谷美』と呼ばれる昇仙峡を訪れ、花崗岩の断崖や奇岩・奇石を眺めながら遊歩道の散策を楽しみました。

また次に訪れた甲斐善光寺では武田信玄によって創建された国の重要文化財で本堂の幅38m、高さ26mの東日本最大級の木造建築とされる通りの見事な本堂を見学しました。建設関係の参加者からは釘一本使わずに昔の宮大工は“すごい！”という感嘆の声が出ていました。また天井に描かれた龍は手を打つと鳴く“鳴き龍”で、皆が体験することができました。“ウオォ～！” 甲斐善光寺の訪問は山梨の歴史・武田信玄の威光を垣間見る貴重な時間となりました。

今回の旅行では新たな仲間を加え、会員相互の親睦と交流を深めるいい機会となりました。参加された皆様、楽しい旅行をありがとうございました。

記 会計担当 関口豊一



甲斐善光寺にて

清瀬支部

足尾銅山・鬼怒川温泉への一泊研修旅行

清瀬支部は11月17日(日)・18日(月)の2日間で内野清瀬支部長を代表とした合計21名が参加した研修旅行を実施しました。1日目は清瀬を午前8時にバスで出発し、わたらせ渓谷鉄道トロッキ電車に乗車し列車レストランにて昼食をとり足尾銅山を見学し、鬼怒川グランドホテル夢の季で宴会宿泊し、会員同士の親睦を深めました。

2日目は日光東照宮を参拝した後、けっこう漬本舗でそばなどを食べ土産物を買ひ、大谷資料館を見学し、車中でビンゴゲーム大会を行いながら、清瀬へと全員無事に帰ることが出来ました。ご参加されました皆様、楽しい旅行をどうもありがとうございました。

記 副支部長 狩野徹



鬼怒川グランドホテル夢の季にて

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
1/ 9(木)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館	1/30(木)	18:00	小平第2支部新年会	一 龍
1/15(火)	13:00	事業承継個別相談会	法 人 会 館	2/ 3(月)	18:00	東久留米ブロック賀詞交歓会	川 松
〃	13:00	おなやみ相談会	法 人 会 館	2/ 4(火)	13:30	東法連青年部会全体連絡会議	ハイアットリージェンシー東京
1/16(水)	14:00	税務教室	法 人 会 館	2/ 5(水)	12:00	女性部会新年会	橙 や
1/18(土)	18:00	西東京ブロック賀詞交歓会	チャイナ倶楽部 旬	2/ 6(木)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館
1/20(月)	15:30~19:00	新春講演会・賀詞交歓会	ホテルエミシア東京立川	〃	14:30	第3回会費規定等検討委員会	法 人 会 館
〃		生活習慣病予防健診	東久留米市スポーツセンター	〃	15:30	常任理事会	法 人 会 館
1/21(火)		〃	〃	〃		決算整理・決算書作成講座開講(~2/26)	オ ン ラ イ ン
〃	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館	2/ 7(金)	18:30	清瀬支部賀詞交歓会	清瀬アミューホール
1/22(水)	13:00	新設法人説明会	法 人 会 館	2/12(火)	13:30~16:00	e-Tax、eLTAX講習会	法 人 会 館
〃	15:30	全法連新年賀詞交歓会	帝 国 ホ テ ル	2/13(水)	15:00	税務教室	法 人 会 館
1/27(月)	18:00	東村山第6支部ボウリング大会	久 米 川 ボ ウ ル	2/14(金)	18:00	東村山ブロック賀詞交歓会	和 食 麵 処 サ ガ ミ
1/28(火)		生活習慣病予防健診	東大和市市民会館ハミングホール	2/18(火)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館
1/29(水)		〃	保谷こもれびホール	2/19(水)	13:00	事業承継個別相談会	法 人 会 館
〃	16:00	税務連絡協議会・納税懇話会意見交換会	法 人 会 館	2/20(木)	13:00	おなやみ相談会	法 人 会 館

詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。

【1月生活習慣病健診案内】

法人会会員は特別価格で検査できます。

日にち	会 場	受付開始時間
令和7年1月20日(月)	東久留米市スポーツセンター	東久留米市大門町2-14-37
令和7年1月21日(火)	東久留米市スポーツセンター	〃
令和7年1月28日(火)	東大和市市民会館ハミングホール	東大和市向原6-1
令和7年1月29日(水)	保谷こもれびホール	西東京市中町1-5-1

■詳しくは、11月中旬に(一財)全日本労働福祉協会より東村山法人会会員各社に郵送済みの案内をご確認ください。
ご不明な点は東村山法人会事務局にご連絡下さい。☎042-394-7654

Recipe レシピ



七草粥



東久留米第1支部 野島 貞夫さん

材 料

●米 ●水 ●七草 ●塩 ●ゴマ油

七草粥はその一年の無病息災を願って1月7日に食べます。また、正月疲れが出はじめた胃腸の回復によい食べ物です。

七草とは「セリ、ナズナ、ゴギョウ、ハコベラ、ホトケノザ、スズナ、スズシロ」で、春の七草の名前です。

ゴギョウはハハコグサ、ハコベラはハコベ、スズナはかぶ、スズシロは大根のことです。

七草には様々な効能があり、一例として食欲増進や胃腸の不調解消、解熱作用などがあります。

作り方

- 炊飯器などでお粥を作っておきます。
- 七草を2〜3cm幅に切る。
- 鍋にお粥、切った七草、塩を適量入れて味付けし、一煮立ちさせる。
- 最後にゴマ油を軽く入れて混ぜれば完成です。



ゴマ油を入れることで七草の青臭さが和らげられて美味しいです。

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事 を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項 住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。
(JPG、TIFF推奨)
記事(文書) 200〜400字程度
原稿用紙でもワードでも可

掲載時期 について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。

募集先 東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL : 042-394-7654
e-mail : info@higashimurayama-hojinkai.or.jp



笹久保和宏職員

事務局職員の採用

11月21日付で笹久保和宏職員が採用になりました。
これからよろしくお願いします。

プレゼント

表紙の写真や記事が採用となった方には法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会 HP QRコード

スマートフォン等で読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報[296号] 令和6年12月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
<https://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載